

議案第 2 号

二宮町部設置条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

第 4 次二宮町行政改革大綱に基づき、組織のスリム化を図り、横断的な課題解決力を高めることを目的として実施する機構改革により、部の整理統合を行うことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町部設置条例の一部を改正する条例

二宮町部設置条例（平成元年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

政策総務部

健康福祉部

都市部

（事務分掌）

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

政策総務部

- (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 町民活動の促進に関すること。
- (3) 広報、広聴及び統計に関すること。
- (4) 生活安全に関すること。
- (5) 財政に関すること。
- (6) 契約、検査等に関すること。
- (7) 財産に関すること。
- (8) 議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。
- (9) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (10) 文書、情報化及び法制に関すること。
- (11) 戸籍及び住民記録に関すること。
- (12) 税務に関すること。
- (13) 防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。

健康福祉部

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。

- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 保健及び予防に関すること。
- (5) 高齢福祉に関すること。
- (6) 子育て支援に関すること。

#### 都市部

- (1) 生活環境に関すること。
- (2) 廃棄物処理に関すること。
- (3) 農林、水産及び畜産業に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。
- (5) 道路その他一般土木に関すること。
- (6) 都市計画に関すること。
- (7) 下水道に関すること。
- (8) 公園及び緑地に関すること。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
(二宮町総合計画審議会条例の一部改正)
- 2 二宮町総合計画審議会条例（平成 8 年二宮町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。  
    第 8 条中「政策部」を「政策総務部」に改める。  
(二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)
- 3 二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例（昭和 40 年二宮町条例第 8 号）の一部を次のように改正する。  
    第 6 条中「総務部」を「政策総務部」に改める。  
(二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の一部改正)
- 4 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成 25 年二宮町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。  
    第 9 条中「町民生活部」を「都市部」に改める。  
(二宮町都市計画審議会条例の一部改正)
- 5 二宮町都市計画審議会条例（平成 11 年二宮町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。  
    第 8 条中「都市経済部」を「都市部」に改める。  
(二宮町下水道運営審議会条例の一部改正)

6 二宮町下水道運営審議会条例（平成4年二宮町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「都市経済部」を「都市部」に改める。

## 二宮町部設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<b>(設置)</b> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 <u>政策総務部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市部</u>	<b>(設置)</b> 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 <u>政策部</u> <u>総務部</u> <u>町民生活部</u> <u>健康福祉部</u> <u>都市経済部</u>
<b>(事務分掌)</b> 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>政策総務部</u> (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 町民活動の促進に関すること。 (3) 広報、広聴及び統計に関すること。 (4) 生活安全に関すること。 (5) 財政に関すること。 (6) 契約、検査等に関すること。 (7) 財産に関すること。 (8) 議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。 (9) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。 (10) 文書、情報化及び法制に関すること。 (11) 戸籍及び住民記録に関すること。 (12) 税務に関すること。 (13) <u>防災、防犯、交通安全及び危機管理に関するこ</u> と。	<b>(事務分掌)</b> 第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>政策部</u> (1) 重要施策の企画及び総合調整に関すること。 (2) 広報、広聴及び統計に関すること。 (3) 財政に関すること。 (4) 契約、検査等に関すること。 <u>総務部</u> (1) 議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。 (2) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。 (3) 文書、情報化及び法制に関すること。 (4) 財産に関すること。 (5) 税務に関すること。 <u>町民生活部</u> (1) 戸籍及び住民記録に関すること。 (2) 町民活動の促進に関すること。 (3) 生活安全に関すること。 (4) <u>環境衛生</u> に関すること。 (5) <u>ごみ処理広域化</u> に関すること。

改正後	改正前
<p>健康福祉部</p> <p>(1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) <u>健康づくりに関すること。</u></p> <p>(4) 保健及び予防に関すること。</p> <p>(5) 高齢福祉に関すること。</p> <p>(6) 子育て支援に関すること。</p>	<p>健康福祉部</p> <p>(1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。</p> <p>(2) 社会福祉に関すること。</p> <p>(3) 子育て支援に関すること。</p> <p>(4) 高齢福祉に関すること。</p> <p>(5) 保健に関すること。</p>
<p>都市部</p> <p>(1) <u>生活環境に関すること。</u></p> <p>(2) <u>廃棄物処理に関すること。</u></p> <p>(3) 農林、水産及び畜産業に関すること。</p> <p>(4) 商工業及び観光に関すること。</p> <p>(5) 道路その他一般土木に関すること。</p> <p>(6) 都市計画に関すること。</p> <p>(7) 下水道に関すること。</p> <p>(8) 公園及び緑地に関すること。</p>	<p>都市経済部</p> <p>(1) 農林、水産及び畜産業に関すること。</p> <p>(2) 商工業及び観光に関すること。</p> <p>(3) 道路その他一般土木に関すること。</p> <p>(4) 都市計画に関すること。</p> <p>(5) 下水道に関すること。</p> <p>(6) 公園及び緑地に関すること。</p>

二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>政策総務部企画政策課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>政策部企画政策課</u> において処理する。

二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>政策総務部総務課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>総務部総務課</u> において処理する。

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>都市部生活環境課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、 <u>町民生活部生活環境課</u> において処理する。

二宮町都市計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市部都市整備課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市経済部都市整備課</u> において処理する。

二宮町下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市部下水道課</u> において処理する。	(庶務) 第8条 審議会の庶務は、 <u>都市経済部下水道課</u> において処理する。